

1. 件名：敦賀発電所2号機 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解釈について

2. 日時：令和2年3月5日 9時55分～10時25分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房緊急事案対策室

児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他4名

5. 要旨

(1) 日本原電より、敦賀発電所2号機における保全計画に基づき、使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）冷却浄化系弁の点検を実施するため、SFPの水位を通常のEL6.85mからEL6.44m付近まで低下させるが、これに関係する「敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）」及び「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）」の記載事項の解釈について確認があった。日本原電からの説明は以下のとおり。

- SFP水位については、保安規定第282条で運転上の制限（制限値：EL6.78m）を規定しているが、照射済燃料の移動を行っていない場合は、当該水位は運転上の制限を適用しないとなっており、当該作業において運転上の制限を逸脱しない。
- 当該水位がEL6.78m以上に復帰できない場合は、防災業務計画に基づくEAL事象（AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ）に該当するが、今回の作業は保安規定に従ってあらかじめ計画された機能喪失であり、当該作業はEAL事象に該当しない。

(2) 原子力規制庁より、以下の内容を含め当該作業に関する保安規定及び防災業務計画記載のEALの解釈について改めて説明するよう伝え、日本原電より了解した旨回答があった。

- 当該作業の作業管理状況
- 作業予定期間中のSFP温度評価
- 不測の事態に対する対応
- EAL事象（AL31）の判断

6. 提出資料

資料1：原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説について